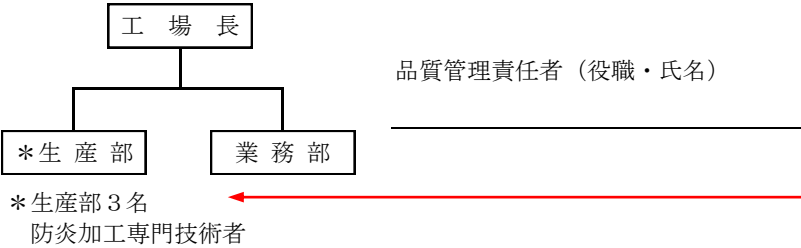


品質管理方法説明書

1 品質管理組織



* 品質管理組織のない場合は、品質管理責任者の役職氏名を記入すること。

* 防災加工専門技術者の配置部門を明示すること。

2 品質管理内容

(1) 加工依頼の受付

- ・ 品物の組成表示を見て「加工できる素材」かどうか判断する。
- ・ 法令で加工が禁止されているものは、受付しない。
- ・ 組成表示のないもので受付した場合は、組成鑑別を行い、加工ができる素材であるかを判断する。

(2) 加工の品質管理

- ・ 所定の加工処方(防災薬剤の品名、防災処理温度、処理時間、等)及び防災薬剤付着量(絞り率)を確認したうえで加工を行うとともに、その結果につき所定の内容であることを確認し、且つ、生産記録簿に記録する。

(3) 加工製品の品質管理

① 加工製品の性能試験

- (i) 加工品と同一素材の試験布(25cm x 35cm)を同時に加工し、この試験片の防災性能試験によって加工製品の適否を判断する。試験法は簡易試験法とする。
- (ii) 可能であれば、加工製品の一部(糸、布片)を採取して防災性能の適否を判断する。試験法は簡易試験法とする。
- (iii) 簡易試験の適否を確認するため、素材別の代表的な加工製品にて適宜正規の防災性能試験を行う。
 - ・ 試験方法は、消防法施行規則第4条の3に定める試験方法により行い、合格基準は同基準値の90%以内とする。
 - ・ 防災性能試験は、(公財)日本防災協会に依頼する。

* バラツキの上限を見極めて基準値を設定すること。

② 不適合品の処理

不適合品が発生した場合、速やかに改善策を講ずるものとし、改善が認められるまで出荷しないものとする。また改善が不能な場合には、防災品としては、出荷しないものとする。

* (公財)日本防災協会へ試験依頼する場合は、明記すること。

3 ラベル表示

公益財団法人日本防災協会が定める「防災ラベル等取扱い及び品質管理に関する規程」を遵守、防災ラベル管理者を定めて①防災ラベル交付申請書、②防災ラベル等使用報告書、③防災ラベル等受払い記録簿により管理し、④ラベル使用状況を防災ラベル等使用報告書により、毎月1回、(公財)日本防災協会へ報告する。

表示管理責任者

連絡先担当者

役職

役職

氏名

氏名

電話

—

—

* 防災ラベルの表示責任者を定め、管理方法等を明らかにすること。

4 書類の管理と報告

(1) 記録の保存方法、保存期間及び報告

処理記録、検査記録等、品質に関する記録並びに保存は、品質管理責任者が担当し、該記録は10年間保存する。2 (3) 項の防災性能試験結果については、防災性能試験実施報告書(別記様式第7)により、毎月1回(公財)日本防災協会に報告する。

(2) 記録類の保管場所

本方法書及び検査の結果等のファイルは、生産部に保管する。

* 保存方法、期間、保管場所を明らかにすること。